

## 普遍的国際機構としての国際連盟：普遍・地域関係の構築

著者	帯谷 俊輔
学位授与年月日	2017-07-27
URL	<a href="http://doi.org/10.15083/00077509">http://doi.org/10.15083/00077509</a>

## 別紙 2

### 論文審査の結果の要旨

論文題目： 普遍的国際機構としての国際連盟—普遍・地域関係の構築

論文提出者： 帯谷 俊輔

提出論文は、普遍的国際機構としての国際連盟の性格を再検討するものである。国際連盟は、普遍的国際機構たることを標榜していたものの、その内実には、多分にヨーロッパ中心的性格を有していた。だが、連盟は次第に、満洲事変、チャコ紛争の調停や対中国技術協力など、東アジアやラテンアメリカに活動を拡大し、徐々に非ヨーロッパ地域への関与を深めていった。この過程で、普遍的国際機構たる国際連盟と地域秩序や地域機構との関係設定が課題として浮上する。本論文は、こうした連盟の非ヨーロッパ地域への関与を事例に取り上げつつ、現代の国際連合と地域機構の関係の原型とも言える普遍・地域関係の構築が、連盟期にどのように形成されていったかを明らかにしている。

本論文は、以下のような内容をもつ。序章では、先行研究の整理と、国際連盟における普遍・地域関係の構築という主題の意味づけが行われる。

第1章「国際連盟理事会拡大改革における「普遍」と「地域」」では、連盟理事会拡大改革が、普遍的国際機構としての連盟の成長と連盟における地域集団の形成の双方に及ぼした影響を明らかにする。創設期から連盟のヨーロッパ偏重は批判の対象となっており、中小国の反発を招かないために、非常任理事国の増員がなされた。本章は、この過程を分析しながら、非常任理事国の地域配分が事実上慣習化されたことが、連盟の非ヨーロッパ地域への関与を促す一因になったことを指摘する。他方、地域配分制の定着化は、地域意識を強固なものにさせ、理事会拡大改革は「地域」を基礎とした連盟の普遍性を強化したと同時に、活発化した「地域」との関係性設定という課題を残した。

第2章「中国問題」と国際連盟——未発の紛争調停・ガヴァナンス構想と代表権問題」は、連盟が1920年代に扱わなかった「中国問題」に、なぜ1930年前後から対中技術協力や満洲事変の調停という形式で関与するに至ったのかを明らかにする。連盟設立当初の「中国問題」の位置を概観したうえで、本章は、まず広州にあった国民政府が支配領域を拡大して列強の権益を脅かしている一方、連盟で中国を代表しているのは北京政府であるという、連盟における代表権問題の存在の重要性を検討する。そして、国民政府の中国統一による代表権問題の解消が、連盟の技術協力や満洲事変期の中国の提訴受け入れの伏線

になっていることを明快に解き明かしている。

第3章「アジア太平洋地域の条約秩序と国際連盟——国際連盟と多国間枠組みの競合と包摂」では、アジア太平洋の条約秩序や不戦条約の制度化への動きと連盟との関係を検討している。本章では、四ヶ国条約、九ヶ国条約、不戦条約といったアジア太平洋に関わる多国間条約に基づく条約会議・委員会と連盟との潜在的競合関係が分析される。そして、前者の委員会構想がイギリスの連盟尊重の配慮や責任を引き受けたくないアメリカの消極姿勢によって頓挫したことで、連盟と管轄権争いを起こしかねない組織はアジア太平洋地域には誕生しなかったことが指摘される。その結果生じた連盟の包括性が、満洲事変以後日本が連盟のみならず九ヶ国条約や不戦条約など他の多国間枠組みを一纏めに否定していく要因になったことも、併せて論じている。

第4章「ラテンアメリカと国際連盟——チャコ紛争における国際連盟と地域的枠組みの競合」では、まず当初ラテンアメリカには関与しなかった連盟がチャコ紛争に介入する経緯を明らかにしたうえで、介入後の地域機構との関係設定を検討する。本章は、モンロー主義に言及した連盟規約第21条解釈の推移を明らかにしたうえで、チャコ紛争の処理における連盟と米州の枠組との競合および協力関係を論じている。著者は、満洲事変と比較しつつ、ラテンアメリカにおける多国間枠組みの多元性、多層性の利点を指摘している。

第5章「国際連盟と地域機構の関係設定の試み」では、連盟と地域機構との関係設定の試みを、連盟の創設期から事実上の終焉に至る時期まで追跡している。当初は専ら連盟事務局員が連盟の優位を当為としつつも並列的な実務協力関係を構築していったが、1930年前後、ブリアンのヨーロッパ連合案を契機に政府レベルでも議論が行われ始め、連盟の権威がある程度確立していたヨーロッパでは地域機構に対する連盟の優位が定まった。ただし、パン・アメリカ連合と連盟との関係の整合性は依然つけられなかった。1930年代における地域主義の高揚は、並列的な実務協力関係の公式化や連盟自体の地域分割という選択肢を有力化した。30年代後半の連盟改革の動きにおいても、パン・アメリカ連合との実務関係は置き去りにしたまま連盟の優位が再確認されるに止まった。かくして実態と当為の距離はますます拡大した、と本章は結論付けている。

終章は、これまでの議論を総括しながら、連盟期の普遍・地域関係の構築という主題が、現代の国際連合をめぐる議論でも反復されていることを指摘し、本論文の現代的意義を示唆している。

以上が提出論文の要旨であるが、提出論文は次の三つの長所を持っている。第一に、本論文が、連盟の非ヨーロッパ地域への関与を体系的に扱うことで、特定地域に偏らない連盟の活動の全体像を描き出すことに成功した点である。日本・中国の連盟外交、ラテンアメリカの地域紛争と連盟といった個別研究はこれま

でもいくつかはあったが、これらの諸地域を横断して一つの論文に纏めた研究はほぼ皆無である。個別地域の事例の特質を十分踏まえたうえで、それらを普遍・地域関係という一貫した主題に統合した著者の力量は特筆に値する。

第二に、本論文が近年の国際連盟史研究に対して持つ独自性がある。国際連盟は国際紛争解決に失敗したという伝統的な理解に対して、近年の連盟研究は、保健・労働・技術協力など社会政策的分野において連盟が果たした役割を再評価することで異を唱えている。著者はこの新たな潮流を踏まえつつも、そこで等閑視されている安全保障領域に、普遍・地域関係という視点から、再度踏み込むことに挑戦した。古典的主題を斬新な視点で再構成した点は、高く評価できる。

第三に、本論文が国際機構論に対して持つ意義がある。国際機構研究は、規約や憲章の創設期に偏る傾向があり、規約や憲章の解釈の通時的变化には必ずしも十分な注意が払われない嫌いがある。だが、本論文の指摘するように、普遍・地域関係の意味づけは、連盟の実際の活動を通して解釈が定まっていたのであり、規約や憲章を動的に政治過程のなかで捉えることに、本論文はかなり成功している。

他方、いまだ少し精査が必要な点も見受けられる。本論文は、国際連盟における普遍・地域関係の構築を主題とするものであるが、「普遍」・「地域」という用語は必ずしも一義的に定義されているわけではない。これは、抽象的な分析概念として「普遍・地域関係」を外挿するよりも、実際の政治過程における多様な理解に即して歴史内在的に問題の経緯を描写しようとする著者の方法的態度の帰結であり、抽象的定義の不在を一概に批判することは適切ではないが、例えば、「地域」は主体なのか争点なのか、箇所によりやや不鮮明な部分が残る感は否めない。

また、「普遍・地域関係」は現代に至るまで積み残された課題であるという指摘は本論文の射程の広がりを示すものではあるが、他方で、国際連合には直結しない連盟期固有の問題群を、今少し丁寧に記述してもよかったのではないか。例えば、イギリス帝国の自治領の位置づけなど、帝国と地域の関係への言及がやや少ないように思われる。

しかし、仮に上記のいくつかの点で弱点があったとしても、提出論文が、従来の研究にない新たな視点を提示したことは疑いえない。したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。